

新しい防災行政無線に関するQ&A

		質問	回答
NO.1	戸別受信機貸与関係	私は借りられますか	昭和30年12月1日以前に生まれた方がいる世帯、携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末のいずれも所有しない世帯、障害など特に配慮を求める者であって、村長が防災行政上必要と認めた世帯に貸与します。
NO.2	戸別受信機貸与関係	借りるにはどうすればいいですか	役場開庁日時の総務課窓口で申請が可能です。 名前や住所がわかるものがありましたらご持参ください。
NO.3	戸別受信機貸与関係	スマホなどの操作に慣れなくて、対象者ではないけど戸別受信機を貸してください。	初期設定が完了できれば簡単にご使用できます。アプリインストールやメール登録マニュアルやLINEをご案内します。 もし解決しなければご家族の方や携帯ショップに相談してください。 携帯電話を持っているけれど、利用できるのが電話のみでメールやアプリを使用できない世帯の場合は特に配慮が必要か検討します。
NO.4	戸別受信機貸与関係	どのようなものですか（使い方など）	古い戸別受信機と変わりません。ラジオのように電池やコンセントから電源を取れば放送が受信できる状態になります。携帯の電波で通信しているので、窓際につながりやすいです。
NO.5	戸別受信機貸与関係	戸別受信機の貸与は強制ですか？	強制ではありません。 希望者に貸与しております。
NO.6	戸別受信機貸与関係	対象者ではないですが、お金を払うので貸してください。	対象者以外への貸し出しは行っていません。 特に配慮を求める者の場合は必要を検討します。
NO.7	新しい戸別受信機について	転出したら返せばいいですか？	転出や死亡など対象となる方が世帯から抜けた場合は総務課へ返却してください。
NO.8	古い戸別受信機について	返却はどうしますか。	粗大ごみの日に家電で回収します。（毎月第3土曜日）
NO.9	古い戸別受信機について	古い戸別受信機は使えないのですが、いつから使えないのですか。	令和8年3月16日以降使えなくなる地域が発生し、25日以降は完全に使えなくなる予定です。
NO.10	情報受信手段について	戸別受信機が貸与されない場合はどんな方法でお知らせを聞けますか	アプリ・メール・LINE・屋外スピーカーで受信することができます。 戸別受信機が使えないエリアには、固定電話でのお知らせも可能です。
NO.11	情報受信手段について	アプリではどんなお知らせがありますか	原則として、屋外スピーカー、戸別受信機、メール及びLINEで配信されるお知らせと同じ内容を受信できます。 ①行政・防犯情報②防災情報③火災情報と三つに分かれており、必要な情報を選択することも可能です。